

議 案 書

【議案】

[令和4年度第5回理事会]

番 号	件 名	ページ
議案第1号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和4年度会計収入支出補正予算について	資料1
議案第2号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和5年度事業計画について	資料2
議案第3号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和5年度会計収入支出予算について	説明資料 資料3-1 資料3-2
議案第4号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員就業規則の一部改正について	7
議案第5号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会有期雇用嘱託職員設置規程の一部改正について	9
議案第6号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会養護老人ホーム愉和荘有期雇用嘱託職員設置規程の一部改正について	11
議案第7号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会無期雇用嘱託職員設置規程の一部改正について	13
議案第8号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会介護保険事業所登録ヘルパー就業に関する規程の一部改正について	14
議案第9号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会登録介護認定調査員就業に関する規程の一部改正について	15
議案第10号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会養護老人ホーム愉和荘契約入所取扱規程の一部改正について	17
議案第11号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会公印規程の一部改正について	18
議案第12号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会福祉サービスに関する苦情解決第三者委員の選任について	20
議案第13号	役員等賠償責任保険に係る保険契約の内容について	22
議案第14号	令和4年度第4回社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員会の招集について	24

【報告】

番 号	件 名	ページ
報告第1号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会会長の職務執行状況報告について	26
報告第2号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会常務理事の職務執行状況報告について	27

令和5年3月20日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会 長 小山 登代子

議案第1号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和4年度会計収入支出補正予算について

資料1のとおり

令和5年3月20日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会 長 小山 登代子

議案第2号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和5年度事業計画について

資料2のとおり

令和5年3月20日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会 長 小山 登代子

議案第3号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和5年度会計収入支出予算について

説明資料及び資料3-1、3-2のとおり

議案第4号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員就業規則の一部改正について

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員就業規則の一部を次のように改める。

<改正理由>

出産一時金受給に伴う特別休暇の一部改正に伴い条文を整備するもの。

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員就業規則（案）新旧対照表

現 行	改正案
<p>(勤務時間) 第9条 略</p> <p>(養護老人ホームに勤務する職員の労働時間等) 第9条の2 略</p> <p>(特別休暇) 第18条 職員が別表第4に該当する理由により勤務を要する日に勤務できない場合には、特別休暇を与えるものとする。</p> <p>別表第4 13 女性職員が出産する予定である場合</p> <p>出産予定日以前8週目（多胎妊娠の場合にあっては14週間目）に当たる日から出産までの期間 <u>有給</u></p>	<p>(勤務時間) 第9条 略</p> <p>(養護老人ホームに勤務する職員の労働時間等) 第9条の2 略</p> <p><u>(新設)</u> <u>(介護保険事業所に勤務する職員の労働時間等)</u> 第9条の3 職員の勤務時間は、4週を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。 2 勤務時間の割り振りは、日曜日から土曜までの午前7時45分から午後5時45分までの間で7時間45分とする。 3 職員の勤務時間に関し、その他必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(特別休暇) 第18条 職員が別表第4に該当する理由により勤務を要する日に勤務できない場合には、特別休暇を与えるものとする。</p> <p>別表第4 13 女性職員が出産する予定である場合</p> <p>出産予定日以前8週目（多胎妊娠の場合にあっては14週間目に当たる日）から出産までの期間 <u>無給</u> ただし、出産予定日以前8週目から7週目まで(多胎妊娠の場合は除く)の期間 有給</p>

<p>14 女性職員が出産した場合</p> <p>出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間 <u>有給</u></p>	<p>14 女性職員が出産した場合</p> <p>出産の日の翌日から8週間を経過するまでの 期間 <u>無給</u></p>
---	--

附 則
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

議案第5号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会有期雇用嘱託職員設置規程の一部改正について

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会有期雇用嘱託職員設置規程の一部を次のように改める。

<改正理由>

特別休暇等の一部改正に伴い条文を整備するもの。

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会有期雇用嘱託職員設置規程（案）新旧対照表

現 行	改正案
<p>(雇用) 第3条 嘱託職員は、次の各号を満たす者の中から、選考により雇用し、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が決定する。</p> <p>(無期雇用契約転換制度) 第5条 前条の規定により契約する嘱託職員のうち、次の要件のすべてを満たす嘱託職員は、本会が作成する無期雇用転換試験の実施規程に基づき、無期雇用契約転換のための試験を受けることができる。 (1)～(3) 略</p> <p>別表第3 19 職員が夏期における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p><u>一の年の6月から9月までの期間内における会長が定める基準による5日を超えない範囲</u></p> <p>20 小学校6年生終了までの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員がその子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>(雇用) 第3条 嘱託職員は、公募の上、次の各号を満たす者の中から、選考により雇用し、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が決定する。</p> <p>(無期雇用契約転換制度) 第5条 前条の規定により契約する嘱託職員のうち、本会が必要と判断した場合にのみ実施する無期雇用契約転換試験については、次の要件のすべてを満たす嘱託職員が、本会が作成する無期雇用転換試験の実施要項に基づき、試験を受けることができる。 (1)～(3) 略</p> <p>別表第3 19 職員が夏期における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p><u>一の年の6月から9月までの期間内における会長が定める基準による5日を超えない範囲とし、短時間勤務者については、3日を超えない範囲</u></p> <p>20 小学校6年生終了までの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員がその子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>

<p><u>一の年度において3日（養育する子が複数いる場合にあっては5日）の範囲内の期間</u></p> <p>21 嘱託員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（本条第5号及び第7号に掲げる場合を除く。） <u>一の年度において3日</u></p> <p>23 短期介護休暇 (1) 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする場合 (2) 前号の要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。 ア 配偶者 イ 父母 ウ 子 エ 配偶者の父母 オ 祖父母、兄弟姉妹又は孫であつて職員が同居し、かつ扶養している者 カ 上記以外の家族で会長が認めた者</p> <p><u>一の年度において5日（要介護状態にある家族が複数いる場合にあっては10日）の範囲内の期間。短期介護休暇の単位は、1日又は15分（取得時間が1時間未満の場合は1時間）（以下「15分単位時間を単位として与えられた短期介護休暇を日に換算する場合は、7時間45分をもって1日とする。」 無給</u></p>	<p><u>一の年度において5日（養育する子が複数いる場合にあっては10日）の範囲内の期間</u></p> <p>21 嘱託員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（本条第5号及び第7号に掲げる場合を除く。） <u>一の年度において10日</u> <u>※感染性胃腸炎及びインフルエンザの出勤停止を廃止する。</u></p> <p>23 短期介護休暇 (3) 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする場合 (4) 前号の要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。 ア 配偶者 イ 父母 ウ 子 エ 配偶者の父母 オ 祖父母、兄弟姉妹又は孫であつて職員が同居し、かつ扶養している者 カ 上記以外の家族で会長が認めた者</p> <p><u>一の年度において5日（要介護状態にある家族が複数いる場合にあっては10日）の範囲内の期間。短期介護休暇の単位は、1日又は15分（取得時間が1時間未満の場合は1時間）（以下「15分単位時間を単位として与えられた短期介護休暇を日に換算する場合は、短時間勤務においては、6時間、フルタイム勤務においては、7時間45分をもって1日とする。」 有給</u></p>
--	--

附 則
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

議案第6号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会養護老人ホーム愉和荘有期雇用嘱託職員設置規程の一部改正について

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会養護老人ホーム愉和荘有期雇用嘱託職員設置規程の一部を次のように改める。

<改正理由>

雇用及び職種追加並びに特別休暇等の一部改正に伴い条文を整備するもの。

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会養護老人ホーム愉和荘有期雇用嘱託職員設置規程（案）新旧対照表

現 行	改正案
<p><u>(任用)</u> 第3条 嘱託職員は、次の各号を満たす者の中から、選考により雇用し、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が決定する。</p> <p>（無期雇用契約転換制度） 第5条 前条の規定により契約する嘱託職員のうち、次の要件のすべてを満たす嘱託職員は、本会が作成する無期雇用転換試験の実施規程に基づき、無期雇用契約転換のための試験を受けることができる。 (1)～(3) 略</p> <p>別表第4 20 小学校6年生終了までの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員がその子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p><u>一の年度において3日（養育する子が複数いる場合にあっては5日）の範囲内の期間</u></p> <p>21 嘱託員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められ</p>	<p><u>(雇用)</u> 第3条 嘱託職員は、公募の上、次の各号を満たす者の中から、選考により雇用し、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が決定する。</p> <p>（無期雇用契約転換制度） 第5条 前条の規定により契約する嘱託職員のうち、本会が必要と判断した場合にのみ実施する無期雇用契約転換試験については、次の要件のすべてを満たす嘱託職員が、本会が作成する無期雇用転換試験の実施要項に基づき、試験を受けることができる。 (1)～(3) 略</p> <p>別表第4 20 小学校6年生終了までの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員がその子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p><u>一の年度において5日（養育する子が複数いる場合にあっては10日）の範囲内の期間</u></p> <p>21 嘱託員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められ</p>

る場合（本条第5号及び第7号に掲げる場合を除く。）

一の年度において3日

23 短期介護休暇

- (1) 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする場合
- (2) 前号の要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。
 - ア 配偶者
 - イ 父母
 - ウ 子
 - エ 配偶者の父母
 - オ 祖父母、兄弟姉妹又は孫であつて職員が同居し、かつ扶養している者
 - カ 上記以外の家族で会長が認めた者

一の年度において5日（要介護状態にある家族が複数いる場合にあっては10日）の範囲内の期間。短期介護休暇の単位は、1日又は15分（取得時間が1時間未満の場合は1時間）（以下「15分単位時間を単位として与えられた短期介護休暇を日に換算する場合は、7時間45分をもって1日とする。」 無給

別表第5

号給	報酬月額	
	事務補助	支援員

る場合（本条第5号及び第7号に掲げる場合を除く。）

一の年度において10日

※感染性胃腸炎及びインフルエンザの出勤停止を廃止する。

23 短期介護休暇

- (3) 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする場合
- (4) 前号の要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。
 - ア 配偶者
 - イ 父母
 - ウ 子
 - エ 配偶者の父母
 - オ 祖父母、兄弟姉妹又は孫であつて職員が同居し、かつ扶養している者
 - カ 上記以外の家族で会長が認めた者

一の年度において5日（要介護状態にある家族が複数いる場合にあっては10日）の範囲内の期間。短期介護休暇の単位は、1日又は15分（取得時間が1時間未満の場合は1時間）（以下「15分単位時間を単位として与えられた短期介護休暇を日に換算する場合は、短時間勤務においては、6時間、フルタイム勤務においては、7時間45分をもって1日とする。」 有給

別表第5

号給	報酬月額	
	事務補助	支援員・調理員

附 則
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

議案第7号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会無期雇用嘱託職員設置規程の一部改正について

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会無期雇用嘱託職員設置規程の一部を次のように改める。

<改正理由>

勤務日及び勤務時間等の一部改正に伴い条文を整備するもの。

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会無期雇用嘱託職員設置規程（案）新旧対照表

現 行	改正案
(勤務日及び勤務時間、休憩時間) 第3条 無期嘱託職員の勤務時間は、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。 2 勤務時間の割り振りは、 <u>月曜から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとする。</u>	(勤務日及び勤務時間、休憩時間) 第3条 無期嘱託職員の勤務時間は、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。 2 勤務時間の割り振りは、 <u>日曜から土曜日までの午前7時45分から午後5時45分までの間で7時間45分とする。</u>

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

議案第8号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会介護保険事業所登録ヘルパー就業に関する規程の一部改正
について

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会介護保険事業所登録ヘルパー就業に関する規程の一部を次のよう
に改める。

<改正理由>

採用及び定年に関する部分の一部改正に伴い条文を整備するもの。

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会介護保険事業所登録ヘルパー就業に関する規程（案） 新旧対照表

現 行	改正案
(採用) 第4条 <u>本会は、就業を希望する者より、選考のう え適当と認めたと者を登録ヘルパーとして採用す る。</u>	(採用) 第4条 <u>登録ヘルパーは、公募の上、選考により、 適当と認めたと者を採用する。</u>
(定年) 第8条の2 定年は原則満70歳とし、定年に達した 日の属する年度の末日をもって退職とする。 <u>2 前項の本文の規定により定年に達した者が引き 続き勤務を希望するときは、勤務態度・実績等を 個々に考慮し、1年毎の期間を定め更新すること ができる。</u>	(定年) 第8条の2 定年は原則満70歳とし、定年に達した 日の属する年度の末日をもって退職とする。 <u>2 前項の規定により定年に達した者が引き続き勤 務を希望するときは、勤務態度・実績等を個々に 考慮し、75歳まで1年毎の期間を定め更新するこ とができる。</u>

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

議案第9号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会登録介護認定調査員就業に関する規程の一部改正
 について

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会登録介護認定調査員就業に関する規程の一部を次のように改める。

<改正理由>

採用及び定年、その他の手当の一部改正に伴い条文を整備するもの。

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会登録介護認定調査員就業に関する規程（案） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>(採用) 第4条 <u>本会は、就業を希望する者より、選考のうえ適当と認めた者を登録介護認定調査員として採用する。</u></p> <p>(定年) 第8条の2 定年は原則満70歳とし、定年に達した日の属する年度の末日をもって退職とする。 <u>2 前項の本文の規定により定年に達した者が引き続き勤務を希望するときは、勤務態度・実績等を個々に考慮し、1年毎の期間を定め更新することができる。</u></p> <p>(賃金) 第15条 登録介護認定調査員の賃金は基本賃金(交通費含む)、その他賃金とする。 2～4 略</p> <p>別表第1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格手当の支給について ・要介護認定申請者等の都合によるキャンセルについて ・本会が主催する会議・研修等へ出席した場合の賃金 ・登録認定調査業務研修について 	<p>(採用) 第4条 <u>登録介護認定調査員は、公募の上、選考により、適当と認めた者を採用する。</u></p> <p>(定年) 第8条の2 定年は原則満70歳とし、定年に達した日の属する年度の末日をもって退職とする。 <u>2 前項の規定により定年に達した者が引き続き勤務を希望するときは、勤務態度・実績等を個々に考慮し、75歳まで1年毎の期間を定め更新することができる。</u></p> <p>(賃金) 第15条 登録介護認定調査員の賃金は基本賃金(交通費含む)、その他賃金とする。 2～4 略</p> <p>別表第1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格手当の支給について ・要介護認定申請者等の都合によるキャンセルについて ・本会が主催する会議・研修等へ出席した場合の賃金 ・登録認定調査業務研修について

(新設)	
調査票の受取・提出に伴う交通費について	
距離	金額
2km 以上 5 km未満	50
5 km以上 10 km未満	100
10 km以上 15 km未満	200
15 km以上 20 km未満	300
20 km以上 25 km未満	400
25 km以上 30 km未満	500

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

議案第10号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会養護老人ホーム愉和荘契約入所取扱規程の一部改正について
 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会養護老人ホーム愉和荘契約入所取扱規程の一部を次のように改める。

<改正理由>

契約入所者の利用料金改定に伴い条文を整備するもの。

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会養護老人ホーム愉和荘契約入所取扱規程（案）新旧対照表

現 行		改 正 案	
別 表		別 表	
居室料（居室及び施設内利用料等）	31,000 円/月	居室料（居室及び施設内利用料等）	<u>31,000 円/月</u>
食 費（朝食：176 円 昼食：297 円 おやつ：33 円 夕食：308 円）	814 円/日	食 費（ <u>朝食：300 円 昼食：500 円 おやつ：50 円 夕食：520 円</u> ）	<u>1,370 円/日</u>
共益費（水道光熱費・設備管理料等）	11,000 円/月	共益費（水道光熱費・設備管理料等）	<u>13,950 円/月</u>
サービス提供料（生活相談・援助、健康管理、緊急時対応等）	10,000 円/月	サービス提供料（生活相談・援助、健康管理、緊急時対応等）	<u>9,300 円/月</u>
個人サービス費用（介護保険利用料等）	実費負担	個人サービス費用（介護保険利用料等）	実費負担

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

議案第11号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会公印規程の一部改正について

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会公印規程の別表を次のように改める。

<改正理由>

中央区事務所の設置に伴い、公印の追加を行うもの

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会公印規程別表（案）新旧対照表

別表（第4条関係）

区分	名称	書体	寸法 (ミリメートル)	個数	用途	保管者
一般公印	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会印	れい書	角印 方21	1	一般公文書	事務局長
	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会長印	れい書	角印 方21	1	会長名をもってする公文書	事務局長
	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会長印	れい書	角印 方21	<u>6</u>	<u>中央区</u> ・東・西・南・北区事務所及び養護老人ホーム愉和荘において会長名をもってする公文書	各区事務局長及び養護老人ホーム愉和荘施設長
専用公印	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会名誉会長印	れい書	角印 方27	1	名誉会長名をもってする表彰状及び感謝状	事務局長
	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会長印	れい書	角印 方27	1	会長名をもってする表彰状及び感謝状	事務局長
	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会会長之印	れい書	丸印 方21	2	登記、契約書及び金融機関届出印	事務局長
	(印刷専用) 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会印	れい書	角印 方21		一般公文書	事務局長

	(印刷専用) 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会会長印	れい書	角印 方21		会長名をもってする印刷物	事務局長
	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会会長之印	れい書	丸印 方20	5	中央区・東・西・南・北区 事務所において権利擁護事業、介護保険事業に関する利用者との契約書及び金融機関届出印	各区事務局長
職印	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会事務局長印	れい書	角印 方21	1	事務局長名をもってする公文書	事務局長
	熊本市社会福祉協議会養護老人ホーム愉和荘施設長印	れい書	角印 方18	1	養護老人ホーム愉和荘施設長名をもってする公文書	養護老人ホーム愉和荘施設長

令和5年3月20日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会 長 小山 登代子

議案第12号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会福祉サービスに関する苦情解決第
三者委員の選任について

<提出理由>

現委員の任期満了に伴い、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会福祉サービスに関する苦情解決規程第6条及び第7条の規定に基づき、次の者を選任したいので承認をお願いするもの。

熊本市社会福祉協議会監事 荒 木 紀代子 様

熊本市民生委員児童委員協議会理事 濱 部 純 子 様

熊本県社会福祉士会副会長 塘 林 敬 規 様

<任期>

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

《参考資料》

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会福祉サービスに関する苦情解決規程〔抜粋〕

（第三者委員の設置）

第6条 苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため第三者委員を設置する。また、第三者委員は3名以内とし次の各号に掲げるものより理事会の承認を得、会長が委嘱する。

- (1) 本会の監事
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 社会福祉士
- (4) 学識経験者

（第三者委員の任期）

第7条 第三者委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 第三者委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

令和5年3月20日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会 長 小山 登代子

議案第13号

役員等賠償責任保険に係る保険契約の内容について

本会が締結する役員等賠償責任保険契約の内容についてご承認をお願いするもの。

<保険内容>

- 1 保険会社 損害保険ジャパン株式会社
- 2 被保険者 本会理事、評議員、監事
- 3 保険の名称 「社協の保険」役員等賠償補償
- 4 保険期間 1年（令和5年4月1日～令和6年3月31日）
- 5 保険料 76,000円
- 6 保険金の支払事由および支払限度額
 - ・支払事由：損害賠償金、弁護士等の訴訟費用、訴訟対応費用、法人調査費用
 - ・支払限度額：1億円（保険期間中上限）

<提案理由>

「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行（令和3年3月1日）に伴い、改正社会福祉法第45条の22の2の規定（一般社団・財団法人法第118条の3の準用）に基づき、新たな契約や保険内容の更新には理事会の決議が必要となるもの。

《参考資料》

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 [抜粋]

(役員等のために締結される保険契約)

第118条の3

一般社団法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が補填することを約するものであって、役員等を被保険者とするもの(当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして法務省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員等賠償責任保険契約」という。)の内容の決定をするには、社員総会(理事会設置一般社団法人にあつては、理事会)の決議によらなければならない。

令和5年3月20日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会 長 小山 登代子

議案第14号

令和4年度第4回社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員会の招集について

<提出理由>

評議員会の開催について、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款第13条及び第14条の規定に基づき、評議員会を招集するもの

開催日時 令和5年3月29日（水） 午前10時00分から

開催場所 熊本市健康センター新町分室 2階 多目的室

議事内容 議案第1号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和4年度会計収入支出補正予算
について
議案第2号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和5年度事業計画について
議案第3号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和5年度会計収入支出予算に
ついて

《参考資料》

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款〔抜粋〕

第3章 評議員会

(開催)

第13条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

報告第1号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会会長の職務執行状況報告について

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款第28条及び第21条第5項並びに社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職務権限規程第4条に基づき、下記の期間において専決した事項及び職務の執行状況について報告する。

<期間：令和4年3月1日から令和5年2月28日まで>

(1) 専決事項

① 職員の人事に関すること。

- 職員の退職の承認 5件
- 職員採用の承認 3件
- 嘱託職員退職の承認 12件
- 嘱託職員雇用の承認 12件
- 職員就業規則第41条に基づく懲戒処分 1件

(2) その他外部会議等への出席状況（書面審議含む）

期日（曜日）	会議名称	場所
3月8日(火)	生活支援米贈呈式	メルパルク熊本
3月11日(金)	熊本県社協 令和3年度第4回理事会	KKR ホテル熊本
3月14日(月)	熊本県社会福祉法人経営協 令和3年度第2回総会	書面審議
3月17日(木)	市町村社協連合会 令和3年度第3回理事会	書面審議
3月23日(水)	全社協 令和3年度第3回評議員会	オンライン
5月23日(月)	熊本市防災基本条例（仮称）第4回検討委員会	熊本市役所
5月28日(土)	熊本市保育園連盟保育研究大会	ホテル熊本テルサ
5月30日(月)	熊本市防災会議	熊本市市民会館
5月31日(火)	熊本市防災基本条例（仮称）第5回検討委員会	城彩苑
6月3日(金)	熊本市防災関係機関連絡協議会幹事会	くまもと森都心プラザ
6月10日(金)	熊本県社協 令和4年度第1回理事会	ホテル熊本テルサ
6月20日(月)	全社協 令和4年度第1回評議員会	オンライン
7月4日(月)	市町村社協連合会総会	熊本県総合福祉センター
10月3日(月)	熊本市障害者施策推進協議会	熊本市役所
10月25日(火)	熊本市老人クラブ大会	熊本市市民会館
11月4日(金)	九社連 令和4年度第1回理事会	書面審議
11月12日(土)	第47回 熊本市保育園連盟体育祭	熊本県民総合運動公園
11月17日(木)	第41回 熊本市青少年健全育成大会	熊本市市民会館
12月20日(火)	県社協 令和4年度第2回理事会	決議の省略（書面審議）
12月27日(火)	全社協 令和4年度第2回評議員会	決議の省略（書面審議）
2月28日(火)	九社連 令和4年度第2回理事会	書面審議

報告第2号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会常務理事の職務執行状況報告について

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款第21条第5項に基づき、下記の期間において職務の執行状況について報告する。

<期間：令和4年3月1日から令和5年2月28日まで>

(1) 専決事項

- 臨時職員退職の承認 2件
- 臨時職員雇用の承認 2件（5件） ※カッコ内の件数は専決事項の総数
- 福祉金庫特別貸付金の決定（5万円以上10万円）

月	R4.3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
件数	8	2	1	1	0	0	0
月	10月	11月	12月	R5.1月	2月	計	
件数	3	1	3	3	3	25	

(2) その他外部会議等への出席状況（書面審議含む）

期日（曜日）	会議名称	場所
3月18日(金)	熊本市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会	熊本市役所
5月23日(月)	熊本市人権啓発市民協議会総会	ホテル日航熊本
5月27日(金)	市町村社協連合会 令和4年度第1回理事会	熊本県総合福祉センター
※以下、萱野常務理事出席の会議等		
7月1日(金)	第72回“社会を明るくする運動”熊本市推進大会	熊本市民会館
7月5日(火)	熊本市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会	熊本市教育センター
8月2日(火)	熊本市社会福祉審議会	書面審議
10月1日(土)	赤い羽根共同募金 空の第一便伝達式	下通りアーケード
10月28日(金)	熊本市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会	熊本市役所
11月16日(水)	外郭団体交流会	熊本市現代美術館
11月24日(木)	熊本県福祉人材・研修センター運営委員会	オンライン
12月3日(土)	民生委員・児童委員委嘱状伝達式	熊本県立劇場
1月27日(金)	都道府県・指定都市社協常務理事・事務局長会議	全社協
2月14日(火)	熊本県社会福祉振興基金運営委員会	熊本県総合福祉センター
2月24日(金)	熊本市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会	熊本市役所